

新 設 案

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条
 第一項第二号の規定に基づき、四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は
 五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の
 開設区域を次のように定め、平成二十三年〇月〇日から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第六百五十四号（四、九〇〇MHzを超え五、
 〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）は、
 廃止する。

平成二十三年 月 日

総務大臣 片山 善博

- 一 証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六の二、第十九号の
 七、第十九号の九又は第十九号の十の二の無線設備を使用する無線局
- 1 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無
 線局の開設区域は、次に掲げる区域とする。ただし、証明規則第一項
 第十九号の六の二又は第十九号の十の二の無線設備にあつては、その
 周辺海域を含む区域とする。
- (2) (1) 北海道総合通信局の管轄区域にあつては、北海道の区域
- (2) 東北総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域
 - ア 青森県の区域
 - イ 岩手県の区域
 - ウ 宮城県の区域
 - エ 秋田県の区域
 - オ 山形県の区域のうち、新庄市及び最上郡（舟形町及び大蔵村に
 限る。）の区域を除く区域

現 行

○総務省告示第六百五十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十八条
 第一項第一号の規定に基づき、四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周
 波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定め、平成十九年十
 二月一日から施行する。

なお、平成十七年総務省告示第千三百六号（四、九〇〇MHzを超え五、〇
 〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件）は、
 廃止する。

平成十九年十一月二十九日

総務大臣 原口 一博

- 一 証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の七又は第十九号の九
 の無線設備を使用する無線局
- 1 (同上)
- 2 (同上)
- (一) (同上)
- (二) (同上)
- (三) (同上)
- (四) (同上)
- (五) (同上)

（傍線部分は改正部分）

カ 福島県の区域のうち、西白河郡西郷村の区域を除く区域
(3) 関東総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア 茨城県の区域のうち、水戸市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、水海道市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、鉾田市、東茨城郡（茨城町、大洗町及び城里町に限る。）、新治郡新治村、猿島郡及び北相馬郡の区域を除く区域

イ 栃木県の区域のうち、宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、河内郡、上都賀郡（西方町及び栗野町に限る。）、芳賀郡芳賀町、下都賀郡（壬生町及び野木町を除く。）、塩谷郡高根沢町及び那須郡の区域を除く区域

ウ 群馬県の区域のうち、藤岡市、安中市、群馬郡（箕郷町を除く。）、多野郡（新町及び鬼石町に限る。）、甘楽郡下仁田町、碓氷郡、吾妻郡（吾妻町及び嬭恋村に限る。）、佐波郡及び邑楽郡板倉町の区域を除く区域

エ 埼玉県の区域のうち、さいたま市（西区、北区及び大宮区を除く。）、川口市、秩父市、飯能市、春日部市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、久喜市、蓮田市、幸手市、日高市、入間郡越生町、比企郡都幾川村、秩父郡、児玉郡（神川町を除く。）、大里郡（岡部町及び花園町を除く。）、北埼玉郡（北川辺町及び大利根町に限る。）、南埼玉郡（宮代町及び白岡町に限る。）及び北葛飾郡の区域を除く区域

オ 千葉県県の区域のうち、市川市、船橋市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市及び白井市の区域を除く区域

カ 東京都の区域のうち、江東区、大田区、杉並区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市及び西多摩郡（日の出町を除く。）の区域を除く区域

キ 神奈川県県の区域のうち、横浜市（磯子区、金沢区、旭区、栄区

(六) (同上)

3) (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

(四) (同上)

(五) 千葉県県の区域のうち、市川市、船橋市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市及び白井市の区域を除く区域

(六) (同上)

(七) (同上)

及び泉区を除く。)、川崎市(幸区、中原区及び高津区を除く。)、藤沢市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、愛甲郡及び津久井郡(城山町を除く。)の区域を除く区域

ク 山梨県の区域のうち、甲府市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市及び甲州市の区域を除く区域

(4) 信越総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア 新潟県の区域

イ 長野県の区域のうち、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡(川上村及び南牧村に限る。)、北佐久郡、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、上伊那郡(南箕輪村を除く。)、下伊那郡(松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村及び下條村に限る。)、東筑摩郡(波田町、山形村及び朝日村に限る。)、埴科郡及び上水内郡(信州新町、小川村及び中条村に限る。)の区域を除く区域

(5) 北陸総合通信局の管轄区域にあつては、次に掲げる区域

ア 富山県の区域

イ 石川県の区域

ウ 福井県の区域

(6) 東海総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア 岐阜県の区域のうち、岐阜市、各務原市、本巣市、羽島郡(岐南町及び笠松町に限る。)、揖斐郡(揖斐川町及び大野町に限る。)
及び本巣郡の区域を除く区域

イ 静岡県の区域

ウ 愛知県の区域のうち、名古屋市(千種区、守山区及び名東区に限る。)、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市及び丹羽郡大口町の区域を除く区域

エ 三重県の区域のうち、名張市、亀山市及び伊賀市の区域を除く区域

(八) (同上)

4 | (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

5 | (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

6 | (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

(四) (同上)

(7) 近畿総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア 滋賀県の区域のうち、大津市、栗東市、甲賀市、湖南市及び東近江市の区域を除く区域

イ 京都市の区域のうち、京都市(北区、右京区及び伏見区に限る。)、福知山市、綾部市、宇治市、亀岡市、船井郡(日吉町を除く。)、天田郡及び加佐郡の区域を除く区域

ウ 大阪府の区域のうち、大阪市(此花区、港区、大正区、天王寺区、東淀川区、阿倍野区、西成区及び住之江区に限る。)、豊中市、吹田市、守口市、寝屋川市、松原市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市及び四條畷市の区域を除く区域

エ 兵庫県 of 区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、丹波市、淡路市、たつの市、多可郡、加古郡稲美町、神崎郡(神河町を除く。)及び揖保郡の区域を除く区域

オ 奈良県の区域のうち、奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、山辺郡、宇陀郡(大宇陀町及び室生村に限る。)及び北葛城郡(上牧町及び広陵町に限る。)の区域を除く区域

カ 和歌山県の区域のうち、御坊市、有田郡広川町及び日高郡(日高町、由良町及び日高川町に限る。)の区域を除く区域

(8) 中国総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア 鳥取県の区域

イ 島根県の区域

ウ 岡山県の区域のうち、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、瀬戸内市、浅口市、都窪郡及び小田郡の区域を除く区域

エ 広島県の区域のうち、広島市(中区、東区、南区及び安芸区に限る。)、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸郡府中町、世羅郡及び神石郡の区域を除く区域

7) (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

(四) (同上)

(五) (同上)

(六) (同上)

8) (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

(四) (同上)

オ 山口県の区域のうち、下松市、岩国市及び周南市の区域を除く区域

(9) 四国総合通信局の管轄区域のうち、次に掲げる区域

ア 徳島県の区域のうち、阿南市、三好市及び那賀郡の区域を除く区域

イ 香川県の区域のうち、さぬき市及び香川郡の区域を除く区域

ウ 愛媛県の区域

エ 高知県の区域のうち、土佐郡土佐町及び吾川郡いの町の区域を除く区域

(10) 九州総合通信局の管轄区域にあつては、次に掲げる区域

ア 福岡県の区域

イ 佐賀県の区域

ウ 長崎県の区域

エ 熊本県の区域

オ 大分県の区域

カ 宮崎県の区域

キ 鹿児島県の区域

(11) 沖縄総合通信事務所の管轄区域のうち、宜野湾市、石垣市、名護市、沖縄市、うるま市、宮古島市、国頭郡(大宜味村及び宜野座村を除く)、中頭郡(読谷村、北谷町及び北中城村に限る。)、宮古郡及び八重山郡の区域を除く区域

2 五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無

線局の開設区域は、沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域とする。

ただし、証明規則第一項第十九号の六の二又は第十九号の十の二の無線設備にあつては、その周辺海域を含む区域とする。

(五) (同上)

9 (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

(四) (同上)

10 (同上)

(一) (同上)

(二) (同上)

(三) (同上)

(四) (同上)

(五) (同上)

(六) (同上)

(七) (同上)

11 (同上)

二 証明規則第二条第一項第十九号の六、第十九号の六の三、第十九号の八、第十九号の十又は第十九号の十の三の無線設備を使用する無線局にあっては、全国の区域であつて、その周辺海域を含む区域とする。

三 第一項1に掲げる区域のうち、北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域にあっては平成十九年十二月一日における行政区画、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域にあっては平成十七年十二月一日における行政区画によって表示されたものとする。

二 証明規則第二条第一項第十九号の六、第十九号の八又は第十九号の十の無線設備を使用する無線局にあっては、全国の区域

三 第一項に掲げる区域のうち、北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域にあっては平成十九年十二月一日における行政区画、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域にあっては平成十七年十二月一日における行政区画によって表示されたものとする。